

砂川市選挙管理委員会告示 第1号

選挙人名簿定時登録日の変更について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、同項に定める選挙人名簿の定時登録の日を次のとおり変更した。

登録の日

- 1 令和7年3月1日を、令和7年3月3日に変更する。
- 2 令和7年6月1日を、令和7年6月2日に変更する。

令和7年2月14日

砂川市選挙管理委員会 委員長 千葉 美由紀